

# 司法書士による 賃貸住宅トラブル 無料相談 受付中

(国土交通省補助事業「あんしん賃貸支援事業」)

敷金を返して  
もらえない

何か月も家賃を  
支払ってもらえない

退去しなければ、  
鍵を替えて  
家財道具をすべて  
処分すると言われた



等、住宅の賃貸借契約に関する  
法的トラブルに関する相談であれば何でもご相談に乗ります。

(但し、紛争の価額が140万円以内の事案に限ります。)

## 実施期間

平成23年1月11日から2月28日まで

## 相談方法

司法書士と、  
電話又は面談による無料相談

## 問合せ先

滋賀県司法書士会(下記電話番号)



相談の結果、  
当会の調停センター「和」、  
簡裁代理業務等について  
受任の可能な司法書士、  
その他の紛争解決機関などを  
ご紹介することも  
できます。

# ☎077-525-1093

(受付時間 平日午前9時～12時、午後1時～5時)